

「追加費用」削減による年金引き下げの経過と取り組みについて

2013年9月18日
年金者組合中央本部

「共済年金の旧恩給期間に関わる部分の27%引き下げの改定通知が届き、大きな衝撃が走っています。これは、2012年8月成立の「被用者年金一元化法」の「追加費用」削減によるものですが、不当極まりないものです。

1. 法案成立までの経過

「追加費用」とは

恩給制度は、公務員の共済年金ができるまで存続しました。恩給期間を持つ退職者は、その期間を含めて共済年金を受給しています。その期間分の年金給付のための財源として「追加費用」が国又は地方自治体から共済組合に交付されています。国の制度にもとづく必要財源を公費負担するのは当然です。

なお、共済年金が発足したのは、国家公務員が昭和34年10月、地方公務員が昭和37年12月です。

公務員バッシングによる攻撃

「追加費用」削減の攻撃は、2005年ごろから小泉内閣の公務員バッシングの一環として始められました。法案として提出されたのは、自公政権が2007年通常国会に提出した「被用者年金一元化法案」です。この法案は、2009年の国会解散で廃案となりました。

27%削減のもととなった「被用者年金一元化法」は、民主党政権が廃案となったものとほとんど変わらないものを「社会保障・税一体改革」関連法案として2012年の通常国会に提出したものです。同法案は、民自公3党の合意で2012年8月に可決成立しました。

27%削減の根拠

公務員が負担していた「年金納金」は2%であったが、発足時の共済保険料(8.8%)の本人負担4.4%との差額2.4%は保険料全体の27%であるから、それに見合った27%を削減するというのが政府の説明です。

しかし、当時の厚生年金保険料は、本人負担1.5%だったことから27%削減には根拠がありません。

削減額の算出方法

在職期間に占める恩給期間の比率に年金総額をかけ、その額(比例計算)の27%が削減されます。基礎年金も対象ですが削減はすべて共済年金からです。

ただし、①年金総額の10%以下、②年金総額を230万円以下にはしない、という「配慮措置」があります。

2. 「追加費用」削減に対する年金者組合のとりくみ

「全日本退職者団体協議会」の結成

年金者組合は、法案提出に先立つ 2006 年秋、国家公務員、地方公務員、教育公務員の各退職者組織に呼びかけて、「被用者年金一元化法案」の「追加費用」削減とそれに伴う年金削減に反対する「全日本退職者組織協議会」（全退協）を組織しました。

2006 年 12 月には、学習決起集会を開催し、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に要請行動など、運動を開始しました。

請願署名のとりくみ

2007 年通常国会に法案が提出されると、衆参両院への「被用者年金一元化にかかわる既裁定年金削減の中止を求める請願」署名に取り組み、紹介議員を依頼するための各党への議員要請を行ないました。

法案は、まったく審議されず、継続審議の繰り返しで、請願署名の提出にはいたりませんでした。4 団体合計で 43,000 筆を集約しました。2009 年の国会解散で法案は、廃案となり全退協の目的は達することが出来なした。

2. 5%年金削減の運動のなかで

法案が廃案となり一応の目的は達したものの、高齢者として共通の課題が残されていることから、全退協は解散せず存続しました。

民主党政権の「社会保障・税一体改革」の攻撃が加えられ、「物価スライド特例分」2.5%削減が重要課題となり、「追加費用」削減による年金引き下げのとりくみは難しくなっていました。全退協のとりくみとして「追加費用にかかわる既裁定年金削減の中止を求める要請」を総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に行い、衆参の「一体改革特別委員」に要請行動を展開しました。

残念ながら 3 党合意により法案の可決成立を許す結果となりました。

まったく不当な 27%削減

恩給制度は、国の制度として行なわれてきたものです。その給付に必要な財源を公費負担するのは当然なことです。「公務員優遇」などという攻撃に根拠はありません。27%の根拠のなさも明らかです。

特に年配の高齢者では何十万円もの削減です。高齢者の生存の糧である年金をこのように大幅に削減することは、財産権の侵害であり生存権の侵害でもあり許されるものではありません。

今後の取り組み

年金者組合は、行政不服審査請求運動に全力で取り組む立場から、全国的なとりくみは提起していませんが、「条件のあるところは審査請求に取り組んでほしい」ということを定期大会でお願いしています。

削減額の支給日 10 月 15 日に抗議声明を出し、関係 3 党と政府に向けて送付する予定です。各県にも呼応したとりくみを要請します。